重要事項説明書（居宅介護）

（令和６年１１月１日現在）

事業者の概要

事業者名	社会医療法人　尚徳会
代表者名	理事長　　伊佐地　秀司
所在地	桑名市さくらの丘１番地

当事業所の概要

事業所名	ヘルパーステーション「よなは」
所在地	桑名市星見ヶ丘７丁目121
指定事業所番号	2410100016 11
連絡先	電話　（0594）－87－6662 ＦＡＸ（0594）－87－6664
管理者氏名	近藤　尚代
サービス提供責任者	近藤　尚代
営業時間	午前７時半～午後８時（年中無休） ＊時間外サービス希望の方は相談可
提供実施地域	桑名市、朝日町、川越町、木曽岬町、東員町

当事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者兼サービス提供責任者	介護福祉士	1（　）	（　）	1（　）
サービス提供責任者	介護福祉士	1（　）	（　）	1（　）
介護員	介護福祉士	2（　）	3（　）	5（　）
介護員	初任者研修	（　）	（　）	（　）

＊（　）男性

サービス内容

1 身体介護
①食事の介護
②排泄の介護
③衣類着脱の介護
④入浴の介護
⑤身体の清拭、洗髪
⑥通院等の介護
⑦その他必要な身体の介護

2．家事援助
①調理
②衣類の洗濯、補修
③住居等の掃除、整理整頓
④生活必需品の買い物
⑤関係機関との連絡調整
⑥その他必要な家事

3．生活等に関する相談、助言
生活、身上、介護に関する相談、助言

4．外出時における移動の介護
①外出時の移動の介護など外出時の付き添いに関すること（1.の業務の一環として行われる外出時の付き添いを除く。）
②ガイドヘルパーによる移動の介護

5．通院のための介護
①身体介護〔通院介助〕1－⑥

6．前各号に掲げる便宜に付帯する便宜
1から6に付帯するその他必要な介護、家事、相談、助言

訪問介護計画書について

具体的なサービス内容及び介護区分については、訪問介護計画書を作成し、後日、担当のサービス提供責任者より説明と交付を行います。

交通費

・訪問の行き帰りは通常の提供実施地域ならば無料です。

それ以外の地域であれば、利用者の実費負担になります。（１ｋｍにつき３０円）
・通院時等の外出介助時（公共交通機関の利用など）の交通費は利用者の実費負担になります。
・駐車場のかかる費用は利用者の負担とする。

水道代・ガス代・電話代

利用者のご自宅でサービスを実施するために、水道・ガス・電話を利用した場合、その代金は利用者の実費負担になります。

居宅介護の利用料

利用時間	身体介護	家事援助
30分	256単位	106単位
1時間	404単位	197単位
1時間30分	587単位	275単位
2時間	669単位	311単位に、15分毎に35単位
2時間30分	754単位	
3時間	837単位	
3時間30分	921単位	
4時間	1004単位	

＊特定事業所加算Ⅱを取得しているため所定単位数に10％加算致します。
＊通院中の介護に要する時間・・身体介護の利用料となります。
＊福祉・介護職員処遇改善加算の割合に応じて一部負担金が発生致します。（41.7％）

＊利用者負担は、受給者証負担額によります。

加算割合

提供時間帯	早朝	夜間	深夜
時間帯	6:00~8:00	18:00~22:00	22:00~6:00
加算割合	25％	25％	50％

※早朝夜間・深夜は通常時間帯(8:00~18:00)の利用料金に加算されます。

キャンセル料金

利用者の都合により、予約していたサービスの利用を中止する場合は、キャンセル料が必要となる場合があります。
サービス提供の**前日午後 5 時まで**に連絡があった場合、キャンセル料は不要です。
当日のキャンセルは介護給付費全体の半額を請求させていただきます。(病状の急変などの場合のキャンセル料は不要です。)

その他の料金

居宅介護費が適用されないサービスを利用する場合や、居宅介護費の利用限度額を超えたサービスを利用する場合は、利用者の全額負担となります。

解約

・当事業所に解約を希望する日の 7 日前までに申し出をいただいた場合、ご希望の日に解約することができます。
・利用者は、当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合などには、文書で通知を行っていただくことにより直ちに契約を解約することができます。
・当事業所が事業を休止する場合や、やむを得ない事情によりサービスの提供が困難になった場合に、契約を解約させていただく場合があります。

支払方法

・利用料の請求は、一ヶ月単位でおこないます。
・請求書はサービス利用の翌月初めまでに手元にお届けします。
・請求書は必ず内容を確認してください。
・お支払い方法
　くわしん、百五（サービス利用月の翌月２０日）
　上記以外の金融機関（サービス利用月の翌月２７日）
※登録が完了するまでの間は現金集金させていただきます。

※銀行届印が不確実な場合は銀行へ確認してからの提出をお願いします。
※金融機関の休業日の場合は、翌営業日となります。
引き落し後、受領書を発行し翌月末日までにお手元にお届けします。

日常的金銭管理・財産管理への対応

当事業所は、利用者にサービスを提供する際の家事援助の買い物等については、当事業所の立替払いとし、レシート（領収書）と引き換えに代金をお支払いいただきます。ただし高額になる場合（5,000円を超える場合）、前もって現金をお預かりします。その際は、利用者と訪問介護員の双方確認の上、「訪問介護経過実施記録」に記入します。

損害賠償

サービス提供に伴って当事業所の責めに帰すべき事由により、利用者に対して賠償すべきことが起こった場合は、誠実に対応するとともに、契約書本文第11条に基づき、金銭等により賠償をいたします。

災害発生時の対応

・災害が予測されるような天候悪化の時、訪問スケジュールの調整又は中止をする場合がある。
・災害発生時の訪問介護のサービス提供は行えません。
・サービス提供時に災害が発生した場合は、最寄の避難所までの誘導を試みます。

緊急時の対応

・訪問時、利用者の病状の急変など発見した場合は、速やかに主治医、訪問看護などの医療機関に連絡を取ると共に、必要に応じて救急の対応を取ります。

業務継続計画の策定

・当事業者は、感染症や自然災害の発生時において、ご

利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

。訪問介護員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

・定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

衛生管理等

・当事業所は、訪問介護員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じます。

①当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員に周知徹底しています。

②当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しています。

③訪問介護員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

虐待・身体拘束の防止

・当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待及び身体拘束等の発生又はその防止のための次に掲げる措置を講じます。

①虐待防止・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図っています。

②虐待防止・身体拘束等の適正化のための指針を整備しています。

③虐待防止・身体拘束等の適正化のための定期的な研修を実施する等の必要な措置を講じます。

④前3号に掲げる措置を適切に実施するための責任者を配置します。

・サービスの提供中に、従業員又は養護者（利用者の家

族等高齢者を現に養護する者）による虐待当を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

・利用者等又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

ハラスメント対策

・当事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより療法士等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

守秘義務

・当事業所は、利用者にサービスを提供するうえで知り得た情報は、決して第三者に漏らすことはありません。契約終了後も職員が当事業所を退職した後も同様です。

・訪問介護を円滑に実施するために行うサービス担当者会議などで必要な場合において、利用者やその家族の情報を使用します。使用にあたり、必要最小限に留め関係者以外に決して漏れる事がないよう細心の注意をいたします。

サービス提供の記録等

・当事業所は、訪問介護に係る記録書を作成し、その完結の日から 2 年間保存します。

・利用者は、営業時間内に事業所にて、利用者本人に関する記録書を閲覧することができ、その複写を受けとることができます。但し、複写に要する実費相当額は、利用者負担となります。

苦情の窓口

ヘルパーステーション「よなは」
桑名市星見ヶ丘７丁目 121
ＴＥＬ　（0594）－ 87－ 6662　　窓口　近藤　尚代
ＦＡＸ　（0594）－ 87－ 6664

法人の第三者委員も設置しております。ご相談の際は社会医療法人尚徳会の事務局を通じて連絡を取らせて頂きます。

＜桑名市役所＞
保健福祉部介護高齢課　ＴＥＬ　0594－ 24－ 1170
＜国民健康保険団体連合会＞ＴＥＬ　059－ 228－ 9151
＜三重県運営適正化委員会＞ＴＥＬ　059－ 224－ 8111